別紙1

障がい者である職員の任免の状況

各機関における任免状況は下表のとおりです。

◆令和８年６月１日時点

	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数 ①	障がい者の数 ②	実雇用率（法定雇用率） ③（②／①）	法定雇用率 ④	不足数 ⑤
市長事務部局	402.5 人	12 人	2.98％	2.8％	0 人
上下水道課	31 人	1 人	3.23％		0 人
教育委員会	134 人	3 人	2.24％		0 人

◆令和７年６月１日時点

	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数 ①	障がい者の数 ②	実雇用率（法定雇用率） ③（②／①）	法定雇用率 ④	不足数 ⑤
市長事務部局	391 人	12 人	3.07％	2.8％	0 人
上下水道部	37 人	1 人	2.70％		0 人
教育委員会	126 人	3 人	2.38％		0 人

注１　②欄の「障がい者の数」は、重度障害者については、法律上１人を２人に相当するものとしてカウントしています。

注２　⑤欄の「不足数」は、①の職員の数に④の法定雇用率を乗じて得た数（１未満の端数切捨）から②欄の障がい者の数を減じて得た数です。そのため、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が０となることがあり、この場合、法定雇用率達成となります。

注３　障がいの種別・区分・種類別の人数及び直近１年間に雇い入れた人数については、人数が少数であり、特定の者が障がい者であること又はその障害の程度等が推認されるおそれがあるため、非公表とします。